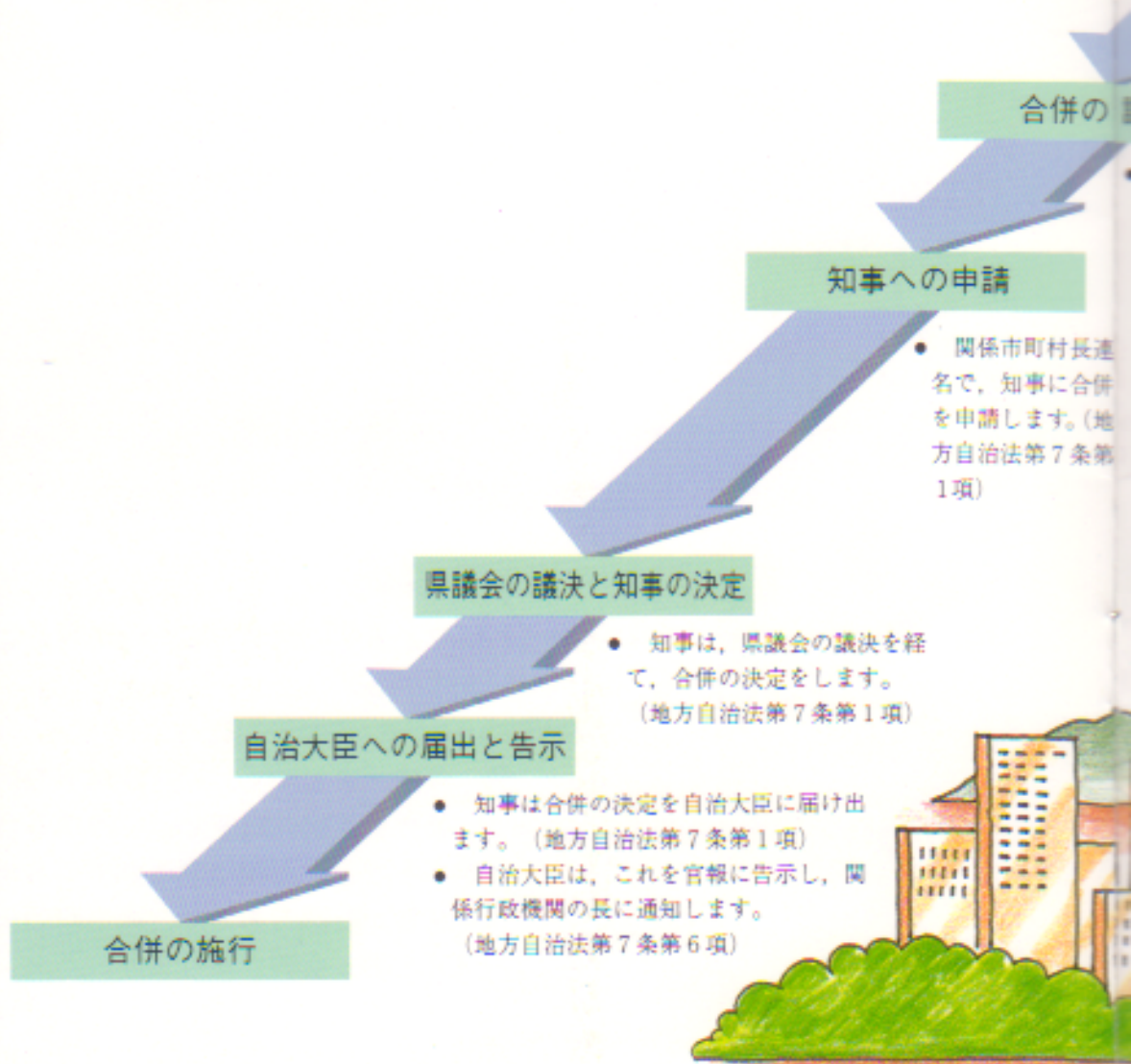


# Q 4

- 合併は、住民の理解と行政・議会の連携の中で進めていく必要がありますが、合併の手順を示すと下記のようになります。



合併は今後、  
どのような手順で進められるのでしょうか。



## 任意合併協議会の設置

- 法律上義務付けられていませんが、設置する例が多くみられます。
- 法定合併協議会が協議すべき事項をあらかじめ調整、検討し協議します。

## 法定合併協議会の設置

- 関係市町村が、合併協議会を設け、告示し知事に届け出ます。（地方自治法第252条の2、合併特例法第3条）
- 法定合併協議会を設けるときは、それぞれの議会において、協議会規約を議決します。（地方自治法第252条の2）
- 協定事項を協議します。

〈協定事項の主なもの〉

- 合併の方式
- 合併の期日
- 議会議員の任期及び定数の取扱い
- 職員の身分の取扱い
- 地方税の取扱い
- 福祉・教育・産業など各種行政制度の取扱い
- 組織機構の取扱い
- 町・字の区域及び名称の取扱い
- 市町村建設計画

## 合併協定書の調印

- 関係市町村長が、合併協定書に調印します。

## 議決

- 合併協定書の内容による合併について、それぞれの議会が議決します。（地方自治法第7条第5項）

